

第二十二回 参議院文教委員会會議録第十二号

昭和三十年六月十四日(火曜日)午後二時八分開会

出席者は左の通り。

委員長 笹森 順造君
理事 木村 守江君
吉田 萬次君
荒木正三郎君

委員

雨森 常夫君
大谷 豊潤君
川口爲之助君
佐藤清一郎君
堀 末治君
加賀山之雄君
高橋 道男君
高田なほ子君
矢嶋 三義君
村尾 重雄君
松原 一彦君

政府委員

文部政務次官 寺本 廣作君
文部大臣官 房務課長 田中 彰君
文部省大学 学術局長 稲田 清助君
文部省管理局長 小林 行雄君
事務局側 常任委員 竹内 敏夫君
常任委員 会専門員 工業 英司君
会専門員

本日の会議に付した案件

○参考人の出席に関する件
○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六部 文教委員会會議録第十二号

昭和三十年六月十四日【参議院】

○委員長(笹森順造君) ただいまより文教委員会を開きます。まず参考人の件につきまして御報告いたします。前回国立学校設置法の一部を改正する法律案に関する原案研究所設置に伴う諸問題について、参考人より意見を聴取することを決定し、その人選、日時等については、委員長に御一任願いました。その結果、明後日午前十時開会の委員会において、大阪大学教授菊池正士君より意見を聴取することに手続をとりました。右御報告いたします。

○委員長(笹森順造君) 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 議事進行について。ちよつと速記とめて下さい。

○委員長(笹森順造君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(笹森順造君) 速記を始め

て。本案に関して御質疑のある方は御発言を願います。

○矢嶋三義君 本法案の審議に関連して、先般の委員会でも大学制度そのものについての基本的な質疑が同僚委員からなされたわけでありまして、その角度から若干残つておる点を伺いたいと思つてございまして。

それはよく既設の大学学部を充実する。それからいわゆるタコの足大学、駅弁大学と通称いわれている大学を整備充実するということが言われており

ますが、局長に伺いたい点は、その後国立文教施設の整備状況はいかようになつてゐるか、それからいわゆるタコの足大学の整備、これに対する現在の方針はどうなり、また戦災施設もまだ完全に復旧してゐないのであります。が、それらの復旧に対する年次計画等から、今から時間的に、また予算的にどの程度の計画の下にこれを完遂しようとしてゐるかという、要するに国立文教施設の整備という角度から御答弁願いたい。

○政府委員(稲田清助君) ただいまの御質問でございしますが、所管といたしましてこの件は管理局長の所管でございまして、ただいま管理局長出席いたしますように手配をいたしてあります。この部分につきましての答弁はしばらく御猶予いただきたいと思つて

す。○矢嶋三義君 委員長におかれては、関係政府委員の出席を要求しておいていただきたいと思つております。と申しますことは、本委員会としては三年度の文教予算を単独の形でまゝとつた審議をいたしませんでした。これはお互いの申し合せで今後法律案の審議と並行して審議しようということでも参つておりますので、大学関係の法律案が言ひますと、かつて委員長が宣言されました審議方針から、大学関係のあらゆる予算関係の質疑も出てくるわけでございますので、関係政府委員の出席を要望いたしておきます。

そこで、やや今度は具体的になりま

すが、ここに学部、学科の増設をする案が出されてゐるわけでありまして、施設でなければ大學学術局長は答弁できると思ふのであります。が、統廃合について、これは今どういふ方針でおるのですか。たとえば最近大学の第一分校であるとか、第二分校、第三分校というようなものがあれば、これらは廃止するという動きがあるようですが、それらについてどういふ方針でおるか、答弁願いたい。

○政府委員(稲田清助君) この件も管理局長の所管でございしますが、一応私から御答弁いたしますれば、現在施設といたしましては、戦災復旧あるいは老朽校舎の復旧という点を第一に考へておりました。お話の統廃合という点につきましては、なかなか財政その他の関係で進んでないのでござい

ます。大学といたしましての将来計画としては、なるべく一カ所中心に各学部、学科、研究所が集まることを欲するのでございまして、今いろいろ使つておられます校地、校舎等を放擲して一カ所に集めるというふうな計画はなかなか実現しにくいので、さしあたりのところは、お話の統廃合というふうな点につきましては、ほとんど進んでないのでございまして。

○矢嶋三義君 この点承りたい点がありまして、管理局長がおいでになつてから伺つた方が適切な答弁がいただけると思ひますので、この点あとに譲ります。

かわつてお伺ひいたしたいのです

が、それはこの法律案の内容というものは、すでに四月一日から発足してゐるのであります。かどうか、その点伺ひます。

○政府委員(稲田清助君) 現存いたします事実といたしまして、県立でありますものを国立に合併するのは、県立の学校として教育を営んでおりました、法律施行と同時に所管が国にかわるわけでありまして。

それから学部、学科を中心として新設いたしますのが幾つかありますが、これは現在学科として授業を行なつておりました、法律が通りますれば、それが学部という形態に変わるのでござい

ます。それから短期大学のほうは、県立のを合併するのは県立として教育を営んでおられますが、茨城大学のごとき新設は、まだ発足してないのでござい

ます。原子核研究所の方もこれは今建物土地等、物的施設の設けましてから研究機関としての機関の設置をみる次第でございまして。

○矢嶋三義君 それでは四、五月分の暫定予算とは何ら関係ないわけですか。

○政府委員(稲田清助君) 一つ申し落

す。広島大学のにおきましても文学部、理化学系及び教育学系の大学院を持っております。

○矢嶋三義君　ということば、こういふお考えでおられるわけですね。高等学校の一級免許状を持つところの教育者の養成は、かつて東京と広島に高等師範学校があつて、当時中等学校の教育者充足の教育機関あるいはそれと

似通った高等学校の一級免許状を持つところの教員養成は東京と広島でやる、こういうお考えのように受け取れるのでありますが、さらに関連します。その時代は東京、広島だけ考えても、あるいは奈良とかあるいは金沢にも昔の地域的に考えると中等教員の養成機関というものがあつたわけですね。ところがまた当時と違つて新しい時代になれば、地方の各大学の教育学部あるいは学芸部単独の大学においても、具体的に高等学校の一級の免許状がもたらえるような教育機関というものがあつてしかるべきだと、かように考へるのでありますが、この点にかんがへてお考えになっていらつしやるのか、伺います。

○政府委員(稲田清助君) 御質疑にいろいろな要素が含まれておりますので、お答えを落とすと大へん恐縮だと思ひながらお答えいたしますのであります。第一に私も高等学校の教員につきましては、計画養成を全然考へておりません。

○矢嶋三義君 おりません……。

○政府委員(稲田清助君) おりません。従ひまして御指摘の両大学に教育関係の大学院ができましたのは、その大学を中心として高等学校の先生を養成しようという趣旨ではないのでございまして、一般に国立大学において修士課程を持つております。全体の方針としてこれは、要するに研究者の養成でございます。教育研究科は、教育学に關します大学の教授たるべき者を養成したい。それから教育大学あるいは広島大学にありまます理科系、文学系の研究科は、それぞれ理学あるいは文学の研究者を養成したい、こういう

意図であります。それを出た者が、たまたま高等学校の一級免許状を持つたかもしれないのでありますが、それは、それを目的とした国の施設ではないのでございまして。先般免許法の改正の際にも申し上げましたが、高等学校の教員につきましては、中等学校教員以下の、非常に需要供給の点から見て、まだ計画養成の必要はないのであります。一級免許状を大学院あるいは専攻科あるいはこれに準ずべきものを修得して得る道は開いたものであります。これは結果としてそういうことが得られるというのとどめた意図であります。

○矢嶋三義君 私の伺つてゐるわけは、あなたの今述べられた考え方というものは正しいと思つてゐる。そうしなければならぬと思つてゐる。しかし現実的に、地方の大学の教育学部並びに学芸大学の卒業者は、義務制の学校の教員。それから新制高等学校の教員の充足機関は、かつての東京高等師範の後身、それから広島高等師範の後身である大学で、というのに今なりつとある。私はそういうふうに見てゐるのであるが、その傾向というものは、私はかんばしくないと思つてゐる。あなたの先ほど言われたような考え方でゆかなければならぬと思つてゐる。従つて私は地方の学芸大学においても、その修士課程の大学院というものができて、そして高等学校の一級免許状が、地方の大学でも獲得できるようにするべきではないか、こういう考えを持つておられますので、伺つてゐるわけですが、現実的に現状の分析をあなたはどういふふうにとらへてゐるのか、あわせてお答え願ひます。

○政府委員(稲田清助君) 御指摘の両大学に限らず、一般の国、公、私立を通じての文学部、理学部、あるいは農、工、商、水産、商船、電気通信といったような学部の卒業者が、それぞれ教職課程をとりました者が高等学校に進出して、それからまた多くの部分の中学校の先生が高等学校のほうへ転出するといふのが、今高等学校の供給の状況であらうと思つてゐます。お話をよみに、もとの高等師範学校たりし学校のみが、高等学校教員養成の中心になつてゐるといふような事実は私には思つておられます。また一面、学芸大学あるいは学芸学部を出ます人々、これはもとも私どもの方からいいますと二万三千人の、例の中学校、小学校の先生の計画養成であります。教育内容も中学校向き、小学校向きといふような点について、学校当局が非常に心して養成しておられますから、自然これを出た方は、中学校、小学校にとどまるのが大勢だらうと思ひますけれども、道としてはそういう方々が再教育を受け、あるいは検定を受けるというふうな方法をもつて高等学校教員の上級免許状を取得するといふことはもちろんできるのでございまして、ただわれわれといたしましては、その計画養成と非計画養成の領域といふものは、規模としてはなるべく截然と分かつてゆきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 一点重ねて簡明にお答え願ひたいと思ひますが、旧帝国大学でない大学の教育学部あるいは独立の学芸大学ですね、こういうところには修士課程の大学院を将来逐次設置してゆくお考えでございすか、どうですか、その点。

○政府委員(稲田清助君) かなり近い将来におきましては設けることが困難だらうと思ひます。

○矢嶋三義君 では次に、新制大学院教調部といふ資料を見ますと、入学志願者数は入学数に比べてかなり多いようございまして。私の表を見て伺ひたい点は、志願者は、少し無理な質問かもしれませんが、大学を卒業された諸君の中において質的に優秀な人が多く志願されてゐるのか、あるいは経済的に余裕のある方が多いのか、あるいは大学卒業後就職ができていないので大学院に進まれるという方が多いのか、まあ概括的なことでよろしいです。それからお答え願ひとともに、念のため伺ひますが、修士課程並びに博士課程の大学院の学生に対して、日本育英会等からどの程度の学修の援助を願ひたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 発足以来まだ二年しかたつておりませんので、全般的に一定の傾向といふものはつかみにくいと思つてゐるでございすけれども、国立大学等におきましては従来の伝統等がございまして、大学院に残り得る学生といふのは非常に優秀な学生に限られておるわけでございます。大学院の目的も研究者養成でありまして、また、一方社会におきまして、その修士を受け入れる処遇の状況が一定しておりませんので、お話のように特別に就職目的をもつて大学院に停滯しておるというふうなことは、まだ傾向としては現われてこないのではないかと思ひます。しかも大学院の定員というものが今非常に少ないのでありまして、そういう人々を入れるだけの余裕はないので

ではないかと思つております。それからわれわれとしては、経済上の理由によつて優秀なものが大学院に進めないう、あるいは経済上余裕のあるもののみが大学院に進み得るといふようなことを緩和したいと考えております。ただいま御指摘の日本育英会におきまして、大学院のために特別の予算を設けております。一部は月六千円、一部は月一万円の単価をもつて学費を貸与いたしております。そして、もしこの学費の貸与を受けましたものが将来大学院、研究所等に研究者として残る場合におきましては、償還を猶予、免除するといふ特典を与えております。

○矢嶋三義君 もう一点伺ひますが、大学院に學んで十分の成果を上げるためには、やはり研究の施設設備というものが必要ではないかと思ひます。私伺ひたい具体的な点は、大学院を置かない旧帝国大学の大学と、それから大学院を置いてある大学の講座研究費といふのは変らないのだといふことを聞きますが、これは大学院を置けば、それだけ講座研究費といふものがふえなければならぬのじやないかと、まあそういうふうな直感的に考へられるのですが、実情はいかやうになつておりましたか、承つておきたい。

○政府委員(稲田清助君) 大学院を置きます基盤となる学部の組織はいわゆる講座組織になつております。大学院を置かない大学の基盤となる教員組織は講座組織でないものであります。そして講座組織の研究費は、講座組織でない教官の研究費の約倍になつております。さらに大学院大学につきまして

にこれを移した場合には、第二分校のあとをいかように教育施設として活用されようとしているのか、それらの御見解を承わりたいと思います。

○政府委員(稲田清助君) お話の点は九州大学の教育理想の点から見ますと、

ば、すみやかに九州大学本部の附近に移すべき性質のものであつてお

す。それからまた具体的状況とい

しましては、先般の北九州の災害に

よつて通学路線に當つてお

落ちまして非常に分校の学生が今日ま

で不便を感じながら、あるいは危険を

感じながら通学して参つたような事

が有ります。これらの点から見て、九

州大学としては統合を急いで参つて

ておられます。われわれもいたして

も、この点は統合をすべき方角だと考

えておられますが、ただいま御指摘のよ

うに、地元において相当哀惜の念があ

るわけでごいまして、これにかゝる

べき何か教育施設が欲しいという希望

が起つておられます。これについては地

方的問題でありますので、県知事

その他地方当局の意見を十分に聞きま

して、いろいろ協議しなければならぬ

というふうな点からいたしまして、ま

だ統合の実施を断行いたしてお

つては、いずれ個人的に伺いたい

と思ひますが、ただ私は一般原則論と

して、新しい大学を作るとか学部を増

設する、これは時世の要求あるもので

あつたならばもちろんやらなければな

りませんけれども、それ以上に今ある

ところの大学を、過去の歴史、行きが

かりを尊重して、地域住民の意向を尊

重した立場で整備充実するという方向

にさらに力を入れなくちゃ、そうなく

ちやならないと思ひます。これは具体

的な問題でありますからあとで伺いま

すが、もし一県一大学主義の方針で統

合する場合には、久留米工専の施設は

必ず残すという条件にして統合

しておりますが、今これを一分校に統

合して第二分校を閉鎖するといふこと

になれば、これは当時国と地域の人々

と取りかわした申合せは、じゅうりん

されることになるわけで、一般論とし

てそういうことのないように十分心を

配つていただきたいといふことを要望

して、本日私はこの法案に關する質疑

はこれで打ち切ります。

○委員長(笹森順道君) 国立学校設置

法の一部を改正する法律案の審議につ

きましては、本日はこの程度とし、産

休に關する懇談会に移りたいと思ひま

すが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(笹森順道君) さよう取り計

らいます。

なお、先刻原子核研究所設置の件に

伴う諸問題について、参考人としてさ

らに一名加えたいと思ひます。すなわ

ち日本学術会議原子核特別委員会委員

長朝永振一郎君を参考人として出席を

求めることにいたします。御報告いた

します。

速記をやめて下さい。

午後三時八分速記中止

午後四時三十分速記開始

○委員長(笹森順道君) 速記を始めて

下さい。本日はこれで散会いたします。

午後四時二十八分散会

六月十一日本委員会に左の案件を付託

された。

一、福岡県久留米市に国立工業大学

設置の請願(第六六二号)

一、女子教育職員の前産後の休暇

期間中補助教員配置に關する請願

(第六九九号)

一、国立芸能センター設置に關する

請願(第七〇四号)

一、分校並びに単級、複式学校教育

振興に關する請願(第七三八号)

一、奈良県黒滝中学校笠木分校をへ

き地教育振興法の対象とするの請

願(第七三九号)

一、奈良県黒滝第二小学校をへき地

教育振興法の対象とするの請願

(第七四〇号)

一、奈良県黒滝小学校柳之川分校を

へき地教育振興法の対象とするの

請願(第七四一号)

一、奈良県黒滝第四小学校をへき地

教育振興法の対象とするの請願

(第七四二号)

第六六二号 昭和三十年六月一日受

理 福岡県久留米市に国立工業大学設置の

請願 請願者 福岡県久留米市日吉町

一ノ二二 浜崎雅右外

十名

紹介議員 高田なほ子君

九州大学第二分校(旧久留米工業専門

学校)は、第一分校と統合のため四月

から福岡市へ移転することに決定した

が、旧久留米工業専門学校は地元久留

米市民及び関係各方面の多大なる犠牲

によつて創立されたものであるから、

合併後の旧久留米専門学校施設は久留

米市に留するものとし、尚本市及び当

校関係者の希望としては、本施設を利

用し国立工業大学を設立せられたとい

の請願。

第六九九号 昭和三十年六月三日受

理 女子教育職員の産前産後の休暇期間中

補助教員配置に關する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸五七

ノ八 松坂タケ

紹介議員 小笠原三三男君

女子教育職員が、産前産後の休暇をと

る場合、その期間中補助教員が配置さ

れない關係上、労働基準法以下の種か

な休暇しかとれず、またその間の教育

が放置されて生徒の学力を低下させる

等の弊害が生じているから、女子教育

職員の産前産後の休暇期間中補助教員

を完全配置するよう法制化せられたい

との請願。

第七〇四号 昭和三十年六月三日受

理 国立芸能センター設置に關する請願

請願者 東京都世田谷区成城町

四八五 河竹繁俊

紹介議員 高瀬莊太郎君

国立芸能センター(国立劇場)の設立

は、まさに破壊せんとしてゐる伝統芸

能に更生を促し、他面あやまれる商業

演劇を是正し、わが国の演劇、音楽、

舞踊等に対し、抜本的保護振興を講ず

るものであり、文化国家の一大象徴と

してこれが早急な設立はまことに歴史

的意義あるものであるから、文化財保

護委員会において構想し三十年度予算

にその設置準備費を要求した国立芸能

センターの計画をすみやかに実現せら

れたいとの請願。

第七三八号 昭和三十年六月六日受

理 分校並びに単級、複式学校教育振興に

關する請願

請願者 奈良市登大路町奈良学

芸大学付属小学校内

川淵勝男

紹介議員 高橋 道男君

第十九国会において均等教育実現のた

めへき地教育振興法が制定されたが、

これが施行に際しては是非とも分校並

びに、単級、複式学校も本法の対象と

して取り計らわれないとの請願。

第七三九号 昭和三十年六月六日受

理 奈良県黒滝中学校笠木分校をへき地教

育振興法の対象とするの請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村長

田村亮三郎外三十六

名

紹介議員 高橋 道男君

奈良県黒滝中学校笠木分校は、奈良市

まで六十四キロ、上市町まで三十・四

キロ、近鉄下市口駅まで十八キロ余又

本校まで七キロ余の交通不便の地にあ

るため経済的にも文化的にも恵まれ

ず、教育施設及び備品等も貧弱を極め

ているから、本分校を教育の機会均等

の趣旨から制定せられたへき地教育振

興法の対象校とせられたいとの請願。

第七四〇号 昭和三十年六月六日受理

奈良県黒滝第二小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村黒

滝第二小学校内 喜田

秀雄外二名

紹介議員 高橋 道男君

奈良県黒滝第二小学校は、奈良市から六十四キロ、上市町から三十キロのへき地にあるため文化施設に恵まれず又当小学校の教育施設も貧困を極めてい

る現状であるから、是非とも本校をへき地教育振興法の対象として取り扱われたいとの請願。

第七四一号 昭和三十年六月六日受理

奈良県田原小学校之川分校をへき地教育振興法の対象とするの請願

請願者 奈良県添上郡田原村長

貫定増一外二十八名

紹介議員 高橋 道男君

奈良県田原小学校之川分校は、本村の最南端に位し、本校とは五キロも離れ、しかも急坂で本校との連絡には二時間を要する歩行連絡以外になく全く陸の孤島であり、現在、四年生以下八名の児童を収容し、教員一名が配置されているが、予算の関係上複々式教育になくはならない教員並びに資料の購入できず、これがため文化に乏しい環境と相まって児童の学習活動は著しくはばまれてい

るばかりでなく、教師に重労働を強いている現状にあるから、当分校をへき地教育振興法の対象とせられたいとの請願。

第七四二号 昭和三十年六月六日受理

奈良県黒滝第四小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村黒

滝第四小学校内 吉水

好子外二名

紹介議員 高橋 道男君

教育の機会均等の趣旨をもつてへき地教育振興法が制定されたが、奈良県吉野郡黒滝村立黒滝第四小学校は、奈良市から六十三キロ、上市町から二十九キロ、近鉄下市口駅から十七キロ余もあつて、住民の九十八パーセントが山林労働者によつて占められているといふ特殊環境下にあるため、やむなく複々式学級を余儀なくされているが、これによつて、授業がいちじるしく非能率となり、教職員の過勞に加えて、特に技能科の指導等に困難を來たしているから、へき地教育振興法の施行に際しては、教育現場の実体から、右校を本法の対象学校として指定の上、教育振興上の恩恵を与えられたいとの請願。